

第5回 川崎市本庁舎等建替基本計画検討委員会 摘録

- 1 開催日時 平成27年9月10日(木) 午後4時00分～5時30分
- 2 開催場所 川崎市役所第3庁舎18階 大会議室
- 3 出席者 出席者名簿 参照
- 4 議題 (1) 概算事業費について
(2) 事業手法について
(3) 基本計画(素案)について
(4) その他
- 5 傍聴者 18人
- 6 会議内容

司会：ただいまより第5回川崎市本庁舎等建替基本計画検討委員会を開催いたします。本委員会につきましては、市民との情報共有を図るため、公開とさせていただきます。また、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」に準じまして、会議場内での撮影等は、議事に入るまでとさせていただきます。

委員長：議題1及び2として、前回の委員会からの継続事項になっている概算事業費と事業手法を議題として取り上げます。次に、議題3として、これまでの委員会の議論を取りまとめて作成した基本計画(素案)の内容について、確認をしていきたいと思っております。基本計画については、この委員会としては素案を取りまとめて、それを参考に市が作成するということになります。それでは、全ての議題を通しで、事務局から資料の説明をお願いします。

(資料説明)

委員長：議題1、概算事業費については、物価や消費税なども含んで、現段階でこの金額だということです。これが他の自治体の庁舎と比べてどうかというのが参考にあって、私も確認しましたが、一般的に人口規模が小さくなると、市民1人当たりの価格というのは増えていきます。これはどうしても固定的な経費というのがあって、例えば、どの市であっても市長は必ず1人はいるわけですし、横浜市と川崎市は人口で言うと倍以上違いますけれども、議員の数は、横浜市の定数86人に対し、川崎市は60人になりますので、人口比ほどは変わらないということで、それなりのスペースが必要になります。こういった影響もあって、資料1-参考のような傾向になっておりますが、他の自治体と比較しても、そうおかしくはないということかなと思います。

実際、各段階で事業費が上がっていくと、市民感情として不信感というか、そういう

のが芽生えてくるので、非常に難しいところではありますが、最初の段階で、いくらぐらい掛かるのかというのを示さないと話が進みません。掴みで少し大きくしておいた方が良いという意見もありますが、本来はやはり精査して、ぎりぎりのところ出すべきものです。ですから、こういうものは物価の変動などで多少、上がることもあっても、減ることはあまり無いという性格なのかなと思います。それらを含んで精査をした結果、こういう概算事業費になるとのことですが、何か御意見はないでしょうか。

委員長：概算事業費については、資料3の基本計画（素案）にも書き込まれていますが、特に御意見が無いようですので、議題1については、事務局提案資料のとおりとさせていただきます。

続いて、議題2は事業手法ですが、従来方式、DB方式、PFI方式という三つの方式について整理をして、これまで議論してきました。いろいろな角度から考えて、従来方式がいいのではないかとというのが事務局からの提案であります。DBの特色は、特殊なデザイン、あるいは特殊な工法と連動したデザインです。新国立競技場みたいなことにならないためには工法の裏付け、工事の裏付けもあるデザインがあったほうが良いということで、そういうかなり大胆な、特徴のあるデザインの場合には、DB方式が有効だということです。一方、今回はオフィスビルですので、特別なデザインということではありません。もちろん、時代の最先端のものを取り入れていくことは当然ですが、そういうことを考えると、従来方式でやっていくのがいいのではないかとあります。かつ、地元企業が参画する機会が増えるということもメリットに挙げられています。

魚津委員：私も従来方式を推薦したいと思います。今回は、市の職員が主に使用する建物ですので、使い勝手については、一番、行政の方が分かっているので、市の方が中心になって考えていただければいいと思います。また、本庁舎は昭和13年にできているということで、工事が始まる時には築80年くらいになるわけですがけれども、委員長も言われるように、特殊な技術が要求されるようなものではないと思います。市内の業者、特に建設関係の方は、この機会に、川崎市の市庁舎を建てることに自分たちが携わることによって、愛着も感じると思いますし、そのときは、市民サービスにも良い影響があるんじゃないかなと思います。また、私も商工会議所という立場で出席させていただいておりますけれども、現在、商工会議所では、「中小企業活性化条例」というのを提案しております。市内企業の人に元気を出してくれということをやっています。その条例の中で、公共事業について適切な分離・分割発注をしていくことによって、受注の機会が増え、中小企業が活性化するんじゃないかという提案をしておりますので、従来方式を考えていただきたいなと思います。

また、昨日も大雨で土砂災害警戒情報が出ていましたが、この地域も崖崩れですとか、

土砂崩れの災害が非常に発生しやすい地域でもありますので、そういうときには、警察や消防が出ますけれども、いざとなったら、やはり地元建設関係の業者にお手伝いをいただければと考えています。そういうときに、こういう工事に携わっていなければ、地元の企業も応援に出ないと思いますし、市外の業者ですと、地元の対応で手一杯だと思います。最近では想定外の災害が起きることが多いものですから、その辺も考えて、従来方式で前へ進めていただけたらと思います。

太田委員：資料２－参考１として国土交通省の資料が付けられていますが、この中では「設計・施工分離発注方式」や、「設計・施工一括発注方式」、「維持管理付き工事発注方式」と書かれていて、この委員会の資料２では従来方式、DB方式、PFI方式となっているので、この辺について名前を合わせたほうがいいと思います。

委員長：この資料２－参考１では、「設計・施工分離発注方式」が従来方式、「設計・施工一括発注方式」がDB方式に当たると思います。PFI方式はここには書かれていませんが、「維持管理付き工事発注方式」が、やや近いのではないのでしょうか。

本庁舎等建替準備室長：資料２の左上に、「DB方式（設計・施工一括発注方式）」と書いておられて、国交省の表現と整合性を取っています。国交省の資料は、あくまでも工事発注方式だけに限定したものです。私どもは今回、事業を全体で見ているので、維持管理まで含めて考えているのが、国交省の資料との違いです。維持管理まで含めたときに、建築と設計は国交省の言う「設計・施工分離発注」で、なおかつ維持管理も分離で発注するというのを、従来方式と言っています。国交省の資料との不整合というよりも、維持管理が入っていないという点において、違うものを指しているということです。いずれにしても、資料２－参考１は、あくまで今日の議論のための資料でございます。基本計画の中では資料２しか入りません。

また、先ほどの魚津委員の御意見に対する補足ですけれども、本庁舎はかなり規模が大きい工事であることから、それなりに大きな会社でないと難しいところがありますので、JVといった形になると思いますが、例えば、第２庁舎を解体して広場にするとか、分割発注できる場所はあると思いますので、そういったことは考えられます。それと、この資料２の一覧表の中で分割発注が一番強調されているのは、維持管理になります。特にPFIとの比較ですけれども、PFIの場合は維持管理まで全部含めてPFIのSPC事業者が実施するということになるのですが、従来型であれば維持管理についても、今までどおり警備や清掃などは分割して発注できますので、特に維持管理において地元企業の参画の機会が増えるというところに差がございます。

魚津委員：大変ですが、工夫をお願いしたいと思います。

委員長：基本計画の表記ですけれども、例えば、DBのところ日本語で、「設計・施工一括発注方式」という説明を入れるとか、また、従来方式という、何が従来なのか分かりませんので、これも何か日本語で、補足する言葉を入れたほうが良いと思います。それから、PFIについても、簡潔に説明する日本語を書き込んでおけば、それぞれ日本語で意味が分かるネーミングになりますので、そういう配慮をお願いします。

本庁舎等建替準備室長：従来方式については、国交省の資料に「設計・施工分離発注方式」というのがありますので、ここに管理を加えた造語を考えます。例えば、「設計・施工・維持管理分離発注方式」にするとか。PFIに関しては、この「PFI」というのが一つの単語になっていますので、これをPFI以外の言葉に置き換えるのは難しい感じがします。また、PFIとは何かという説明は、本文中に書いてありますので、PFIはそのままとさせていただけないでしょうか。

委員長：分かりました。では、PFIについては、このままで結構です。

委員長：事業手法については、従来方式がいいのではないかという御意見がありました。事務局の原案も、そのようになっています。これは、川崎市の建築部隊には、事業を管理していく能力があるという前提で、業者への丸投げはしないということだと思います。そのメリットとしては、他の方式に比べ、発注の時期を建設単価の動向等を見ながら調節ができるということ。それから、維持管理等についても、分割発注ができるという、これは特にPFIとの違いになりますが、地元の企業が、いろいろな意味で参画できる可能性が出てくるということです。

それでは、事務局の原案は従来方式、設計・施工・維持管理分離発注方式ということ、委員会の結論としても、これを推奨するというところでよろしいでしょうか。

それでは、概算事業費と事業手法については、そのように取りまとめたいと思います。

これらも含めて、これまでの検討をまとめたものが資料3の基本計画（素案）でありまして、これを、本委員会の最終的な取りまとめとして、市に参考資料として提供することになります。この内容について、御意見あるいは御質問等がありましたら、お願いします。

星川委員：資料3の26ページを御覧いただきたいと思います。懸垂幕等の掲出は行わないという御説明がありましたけれども、市民としては、今の市庁舎を見たときによく懸垂幕が出ていて、「この時期、こんな運動をしているんだな」とか、いろいろな広報や告知の役割を果たしているように思いますが、この記述ですと、「原則として」が付いてはいますが、枠は設置しないということですね。懸垂幕は、景観上あまりふさわしくない

いという御判断なののでしょうか。これまで触れられて来なかった部分ですので、このような結論に至った経緯などを、お知らせいただけますか。

本庁舎等建替準備室長：川崎市では、「都市景観条例」を作って、都市景観行政を進めています。この条例の中に、「都市景観形成地区」という考え方があります。地区を指定して、地区ごとにあった景観の考え方を入れていき、統一感のある街並みをつくっています。例えば川崎駅の東口であれば、駅前広場を囲む形で、周りの建物を白っぽい色に統一するとか、逆に、西口はミュージアの辺りを中心に、少し温かみのある色で統一するとか。いろいろな場所によって、統一的な景観ができるような基準を作っているのですが、基本的な考え方として、建物の高い所に、大きな広告をみんなが出してしまうと、特に、商業者は掲出したい意向が強いので、各百貨店等が「大安売り」のような懸垂幕を掲出する状態になると、どうしても雑然とした感じになってしまいます。川崎駅の西口においては、建設当初から基準を取りまとめているので、少しグレード感のある街並みができていて、かなり雰囲気も良く、市外からも多くの方が買い物にいらっしゃるようになっていました。あのような、少しグレードの高い街並みをつくるためには、大きな広告が高い所にたくさん出ているようにはしないということが基本になります。懸垂幕となると、どうしても建物の壁面に巨大なものが付けられることになってしまいますので、そういうことはやめましょうということです。その代わりに、まちのにぎわいを演出したり、情報を発信したりするために、建物の低層部では常時情報を出したりするなど、メリハリをつけましょうという考え方です。新百合ヶ丘も基本的には同じ考え方なのですが、新百合ヶ丘の場合は、行政のために必要なものはこの基準の限りでないということになっていますので、商業者は懸垂幕を出せないのに、区役所は懸垂幕を出せることになっており、市民の方ともめる原因になっています。誰もが、「この情報は出したほうがいい」と思えるものであればいいのですが、税の申告時期であるとか交通安全週間であるとか、必要な情報ではあるものの、それをわざわざ役所の建物を使って、景観を雑然とさせてまで出さなくても、例えば、チラシを配るとか、建物の低層部に貼るとか、他の出し方があるじゃないかという批判を受けているところもあります。そうしたことから、今回、新しく造る庁舎に関しては、あらかじめ、懸垂幕等は出さないと決めておいて方がいいのではないかなということです。ただ、「原則として」としているのは、にぎわいを演出するための掲出というのは必要だと思っていますので、例えば、ハロウィンや、フロンターレが優勝したときの演出などであれば、市民からも非常に喜ばれると思いますが、普段の行政情報が、壁面いっぱいを使って表示されているというのが常態化するのには、この地区では、あまり好ましくないと判断しています。これは、私どもだけではなくて、本市の都市景観を所管しているまちづくり局とも協議をしまして、そういう判断をしたということです。

星川委員：おっしゃる意味はよく分かりますが、懸垂幕は役所が今こういうことをやっているんだというのを、端的に広報されていて、私も本庁舎の前を通るたびに「そうなんだ」とうなずくところがあります。ですから、広報するうえで懸垂幕の効用というものがあるのではないかと思いますので、そこも含めて考えていただければと思います。

委員長：条例で規制しているという説明ですが、駄目ということではなくて、統一させようということですね。サインや屋外広告物については、統一感のあるデザインにすると書いてあります。だから駄目というわけではないんですね。

本庁舎等建替準備室長：そうです。

委員長：懸垂幕の掲出は行わないということですが、そういう情報提供は低層部でやったほうがいいということでした。新本庁舎には、低層棟があるわけですが、この書き方だと、そこでも駄目だということですよ。

本庁舎等建替準備室長：原則として懸垂幕等というのは、建物の壁面をいっぱい利用して付けた、巨大なものをイメージしています。

委員長：懸垂幕というのは、上から垂れている幕のことだから、巨大でなくて、5メートルぐらいの長さであっても、幕が上から垂れていれば懸垂幕ですよ。

本庁舎等建替準備室長：書き方を工夫します。逆に低層部は、にぎわいが必要だと思っています。

委員長：低層部のにぎわいを例外とするのであれば、書き方を変える必要がありますね。今の書き方だと、「原則」の中に入るので、低層部も含めて懸垂幕は全面禁止となっています。

本庁舎等建替準備室長：分かりました。例示を検討します。この中で想定しているのは、壁面をいっぱいに使っている懸垂幕ですので、書き方を工夫します。逆に、低層部のサインは重要だと思っていますので。デザインとして、少しにぎわいをうまく演出できるような、整合の取れたデザインであれば問題ないと思います。雑然とした感じにならないように工夫しましょうということです。

委員長：二十何階建ての超高層棟から、道行く人からも見える懸垂幕を垂らそうとしたら、ものすごく長いものになってしまうので、常識的には考えられませんよね。懸垂幕は、

道行く人に見えなければ意味が無いから、低層部に付けることになると思いますが、今のお話だと、それを禁止する訳ではないということですね。

本庁舎等建替準備室長：そうです。

星川委員：今の本庁舎はすごくいいと思うんです。役所にお勤めの方にとっては煩わしく感じるものなのかもしれませんが、市民にとっては、懸垂幕があることによって、「そうなんだ」と一目で分かるんです。そうした広報の役割を果たしているものを、市民から奪ってしまうのはどうなのかなということですね。

委員長：景観条例との整合性は注意していただいて、条例の範囲内で低層部への掲出が可能なのであれば、デザインに注意する必要があるとしても、「低層部は除く」という書き方をしたほうが正確ですね。

本庁舎等建替準備室長：分かりました。

大久保委員：この建物はオフィスビルということで、施工技術の特殊性は無いという判断で、従来型という方針になったと理解しております。ただ、仮に施工技術が特別でなくても、今後、基本設計を行うときにブラッシュアップされて、より良くなるような仕組みがあるといいと思いますので、その辺の表現を、何か基本計画の中に入れていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

本庁舎等建替準備室長：施工技術の特殊性は無いけれども、設計としては十分に工夫が必要だということですね。今はあくまでもモデルスタディーなので、これで固定したものではないという言い方をしていますが、実際には基本設計のところ、プロポーザルなどでアイデアを募っていき、さらにブラッシュアップされたアイデアを出すということになると思います。その辺りをどう表現するかですが、設計を行う中でブラッシュアップできるように工夫するということを、盛り込めるように検討したいと思います。

委員長：従来型を選ぶときに、「単純なデザインだから」とか「簡単なデザインだから」とか、あまりそういうことを書かないほうがいいと思います。オフィスビルでも、耐震性や居住性、環境性といったことで、最先端のものを追求する必要があるから、そこで競ってもらうことは必要ですので、その条件をいろいろと書いてあるわけです。ただ、それは日本の一流の設計あるいは設計施工のチームであればクリアできるはずだという前提で、超難問ではないという範ちゅうということですね。

本庁舎等建替準備室長：そうです。特殊な施工技術が必要なデザインではないんですけれども、デザインとしては、大いに工夫しなければいけないし、それは設計事務所が設計を行う段階で、ブラッシュアップしていくということになります。

委員長：「従来型」と書くと、従来型の、何の変哲もないオフィスビルでいいんだよと言っていると思う人もいるかもしれないので、そういう誤解がないようにしてください。

本庁舎等建替準備室長：分かりました。「設計・施工・維持管理分離発注方式」等の名称に言い換えることを検討します。

委員長：「従来型」という表現について、名称を工夫してもらおうと。それから、懸垂幕は低層部では活用できるように、景観条例との整合性には注意しながら、少し表現を変えていただきたいと思います。

有賀副委員長：事業手法を従来方式とすることについて、私も賛成します。それに関連して、文言や表現について言いますと、資料3の37ページに、PFIの模式図があります。ここに、「包括発注」や「長期契約」という言葉が書かれていますが、ここには、運営維持管理まで含むという意味で「長期契約」という文言が使われたりしていて、非常に分かりやすいと思います。ですから、こういう言葉を38ページの説明にも使えば、図の内容と文言の説明が一致して、より分かりやすくなると思いますので、御検討いただきたいというのが一点です。それから、同じく資料3の34ページに、施設配置イメージがあります。市民の方々や、この駅周辺の地域を利用する方々にとって、第2庁舎がなくなって新しく生まれる広場、オープンスペースみたいなものは、市街地の中での極めて大きな変化ですし、感じやすいと思います。実際、使える空間が新しく誕生するという意味で、インパクトが大きいと思うんです。そういう意味で大事だよという位置付けを34ページでもされているんですが、まちづくりの方針図の中では、広場の京急通り側は「にぎわいの軸」という位置付けになっている一方で、市役所通り側は富士見公園につながっていく「緑の散策路」という、少し性格の違う位置付けがされています。一方、34ページの施設配置イメージ図では、その辺の差異といいますか、特徴付けがあまり意識されていないので、今後、基本設計のプロポーザル、あるいは選定された業者に設計してもらうときに、第2庁舎跡地のオープンスペースについては、低層棟と一体的に利用可能だということもありますし、「にぎわい」の話と「うるおい」の話を性格付けしたほうが良いと思います。とりわけ京急通りのほうが、京急の駅を下りて、ランドマーク的に、新築復元された低層棟が見えてくる手前で、ずっとただ街路樹的なものがあったとしても面白くないので、そこは少し工夫をしてくださいというイメージ図にされたほうが、より本文の趣旨に合うのではないかなと感じました。

総じて全体的には、大変良い内容になっていっていると思いますが、助言として少し申し上げた次第です。

それから発注については、今のこの時期は、ゼネコンの設計部も相当、手いっぱい能力を超えるぐらいの受注を抱えているはずで、なかなか大手といえども、単純に設計施工だから規模的にメリットがあるとは言えない時代になってきています。なおかつ、一般的には、設計施工で発注した場合は施工費が占める割合が極めて大きくて、そういう意味では、競争的な環境も働かない中で、事業者の提示する価格がどうしても強くなってくるとも言われていますので、そういう意味では、今日の結論である従来方式の、設計と施工の分離というのは合理的であると思いますし、それから、設計上の工夫をきちんとやるという意味でも、妥当であると感じております。

全体的には、大変良い取りまとめをしていただいたと感じております。

委員長：広場のところの表現ですね。こういうのは、パースが一人歩きすることがありますので、少し注意していただきたいと思います。

井上委員：本庁舎の植栽のことですけれども、植物というのは人間と違って、長寿命でありますし、市民としては、本庁舎の玄関前のソテツにはいろいろな思い入れがありますので、残していただければ嬉しいなという気持ちがございます。

委員長：大変、重要な御意見です。生き物も、ぜひ大事にしていいただきたいということです。それでは、今の最後の御意見も、うまく実現していただければと思いますので、よろしくお願いします。以上で、今日の議論を取りまとめたいと思いますが、幾つか注意いただいた点を、基本計画の素案にどう反映するかについては、私に御一任いただいて、確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一同：よろしく申し上げます。

委員長：ありがとうございます。それでは、議論は以上とさせていただきます。非常に長い期間にわたってお付き合いいただき、議論をしていただきまして、大変ありがとうございました。私からもお礼を申し上げます。それでは、事務局に司会をお返しします。

司会：委員長、ありがとうございました。また、委員の皆様も、御議論ありがとうございました。本委員会は本日が最終回となりますので、閉会にあたりまして、本庁舎等建替準備室長から一言御挨拶をさせていただきます。

本庁舎等建替準備室長：大西委員長をはじめ、委員の皆様方、お忙しい中、昨年8月の第1回委員会から本日の第5回委員会まで、市役所本庁舎等の建替えにつきまして熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。お陰様で委員の皆様から頂きました御意見を基に、本日、基本計画（素案）を取りまとめることができましたので、あらためて感謝申し上げます。今日、頂きました御意見に関しましては、事務局で預からせていただいて、こちらでまとめさせていただき、基本計画を作らせていただきますので、よろしく願いいたします。耐震対策という観点からも、本庁舎等建替えは非常に重要な事業でございますので、今後もこの基本計画の素案に基づきまして、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。最後になりますが、委員の皆様、本当にありがとうございました。

司会：基本計画につきましては、最終的な案ができ次第、委員の皆様にお送りさせていただきます。それでは、川崎市本庁舎等建替基本計画検討委員会につきましては、これで終了とさせていただきます。委員の皆様、ありがとうございました。

(以上)

第5回川崎市本庁舎等建替基本計画検討委員会 出席者名簿

委 員

	役 職 等	氏 名
委員長	豊橋技術科学大学 学長	大 西 隆
副委員長	早稲田大学理工学術院 教授	有 賀 隆
委 員	川崎商工会議所 副会頭	魚 津 利 興
委 員	川崎地域連合 事務局長	磯 谷 馨
委 員	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 常務理事	三 浦 政 良
委 員	公益財団法人かわさき市民活動センター 常務理事	太 田 直
委 員	川崎市地域女性連絡協議会 会長	青 木 恵美子
委 員	市民公募	栗 野 憲 之
委 員	市民公募	井 上 公 子
委 員	市民公募	岩 岡 直 人
委 員	市民公募	大久保 敏 之
委 員	市民公募	星 川 孝 宜

(敬称略)

行政側出席者

所 属・役 職 名	氏 名
総務局本庁舎等建替準備室長	和 田 忠 也
総務局本庁舎等建替準備室課長補佐	畑 透
総務局本庁舎等建替準備室担当係長	市 川 浩 章
総務局総務部庁舎管理課長	佐々木 実
総務局危機管理室副室長	脇 田 勇 二
総務局行財政改革室担当係長	藤 野 貴 司
総合企画局都市経営部企画調整課担当課長	宮 崎 伸 哉
財政局財政部財政課担当課長	谷 村 元
まちづくり局総務部企画課担当係長	石 川 貴 一
まちづくり局施設整備部施設計画課長	岡 崎 久 隆
建設緑政局計画部企画課担当課長 (計画調整担当)	菫 澤 純 二
教育委員会事務局生涯学習部文化財課長	服 部 隆 博
議会局総務部庶務課長	石 塚 秀 和